六　完全性とは、(九)に規定する状態が発生した場合に速やかに補助信号の送信を停止することができない事態が、任意の一時間（この表の四の項及び五の項の上欄に掲げる場合にあつては、航空機の任意の一回の進入に要する時間）において発生する確率を一から減じた確率をいう。

(四)　計器飛行により降下する最低の高度が滑走路進入端を含む水平面の上方六〇メートル未満に指定された空港等への航空機の進入の用に供しないこと。

(五)　送信装置は、随時切り換えて使用することができるように二組設備すること。

(六)　擬似空中線を設備すること。

(七)　予備自家発電装置を設備すること。

(八)　監視装置を設備すること。

(九)　監視装置は、次のいずれかの状態が発生した場合には、速やかに制御所にその旨を報知するとともに補助信号の送信を停止することができるものであること。

ａ　(三)の表の警報信号到達時間の欄に掲げる基準に適合しないとき。

ｂ　電磁的干渉により測位衛星から送信される信号に障害を与えるおそれがあるとき。

ｃ　監視装置の監視機能が故障したとき。

ロ　地上直接送信型衛星航法補助施設

(一)　航行中の航空機に対する補助信号の送信を地上から直接行うものであること。

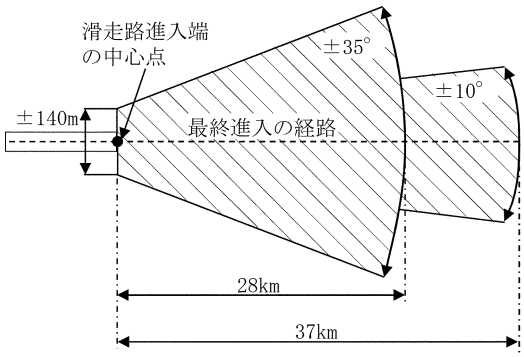
(二)　イ(二)から(九)までの基準に適合するものであること。

(三)　イ(三)の表の五の項の上欄に掲げる場合にあつては、精密進入を行う航空機に対する最終進入経路信号（最終進入の経路を提供するための信号をいう。）の送信を地上から直接行うものであること。

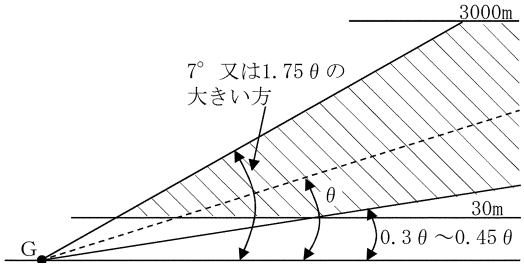
(四)　電波は、水平偏波又は楕円偏波であること。

(五)　イ(三)の表の四の項及び五の項の上欄に掲げる場合にあつては、通達範囲は、次の図に示すところによるものであること。

水平投影図



垂直投影図



ロ　ハの表の水平精度及び垂直精度の欄に掲げる基準に適合しないときは、警報信号（航行中の航空機に対し、その旨を警報するための信号をいう。以下同じ。）を搬送する電波を発射するものであること。